○議長（小林哲雄）

日程第１０　報告第８号　専決処分の報告について（開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。説明を担当課長に求めます。

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、朗読させていただきます。

報告第８号　専決処分の報告について（開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて）

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。

平成２６年１２月４日提出。開成町長、府川裕一。

１枚おめくりください。専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成２６年１１月２０日。開成町長、府川裕一。

児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成２６年法律第２８号）の条項の改正に伴い、当該法律を引用する開成町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年開成町条例第１９号）の規定を整理する必要があるため、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する。

今回の専決での報告は、町長の専決処分に関する条例２号、法令の改正または廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項または用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項または用語に係る規定を改正することに該当することから、専決処分として報告するものです。

では、１枚おめくりください。

開成町条例第　号　開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

開成町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年開成町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の右下になります、改正前、下線。第４条第２項第２号、第５号若しくは第１０号若しくは第３項第２号。これを左の下線、第１３条の２第１項第１号から第３号まで若しくは第２項第１号、これに改めます。

１枚おめくりください。右の表、改正前、下線です。第４条第２項第３号、第８号、第９号又は第１３号。これを、左の下線、第１３条の２第１項第４号又は第２項第２号、以上のように改めたものです。

附則、この条例は、平成２６年１２月１日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

以上で、報告第８号　専決処分の報告について（開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。

本日の日程は終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後３時１３分　散会